

鹿屋市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を放課後児童クラブが実施することに対し、予算の範囲内において鹿屋市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則(平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について(令和3年12月23日付け子発1223第1号)別紙「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の1に規定する放課後児童クラブで、実施要綱の5に規定する要件を満たす者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が実施要綱の4に規定する職員(非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。)に対して賃金改善を実施するために必要な経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、放課後児童クラブごとに、実施要綱の6に規定する方法により算定し、予算で定める額以内とする。

2 前項の場合において、一法人が複数の放課後児童クラブを運営している場合は、それぞれを一放課後児童クラブとして取り扱うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱の7(1)に規定する放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金

改善計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、規則第14条の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱の7(2)に規定する放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

2 鹿屋市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金
交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金については、鹿屋市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件

鹿屋市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けてことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。